

○海部地区水防事務組合財産管理規則

昭和 48 年 9 月 18 日

規則第 3 号

改正 平成 8 年 11 月 29 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法令に定めのあるものを除くほか、組合の財産の管理（取得及び処分を含む。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(財産管理事務)

第 2 条 組合の財産の管理事務については、甚目寺町財産管理規則（平成元年甚目寺町規則第 26 号）の例によるものとする。

(その他)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日より施行する。

附 則(平成 8 年 11 月 29 日規則第 1 号)

この規則は、平成 8 年 12 月 1 日から施行する。